

## ご挨拶

地元の皆様方には大変お世話になり有難うございます。さて、第198回通常国会が150日間の会期で行われていますので、その概要を申し述べます。

今国会では既に成立している平成30年度第2次補正予算並びに平成31年度当初予算、その他、国民経済・生活に不可欠な法律58本と条約10本の成立を目指しています。

さて、今国会は平成最後の国会、今上陛下のご臨席を仰ぐ最後の国会となりました。大きな自然災害が相次いだ平成という時代。被災地の現場には必ず、天皇、皇后両陛下のお姿がありました。平成という時代を通じて、我が国の平和と繁栄、国民の幸せを常に願い、象徴天皇としてお努めになってこられました。本年4月30日、天皇陛下が御退位され、5月1日に皇太子殿下が御即位されますが、国民がこぞで寿ぐことができるよう政府も万全を尽くす必要があります。

急速に進む少子高齢化、激動する国際情勢。今を生きる私たちもまた、そういった困難に国民が団結して立ち向かわなければなりません。そして、私たちの子や孫の世代に、希望あふれる、輝かしい日本を引き渡す。そして、平成のその先の時代「令和」を切り拓いていく必要があります。小生も大変微力ですが精励努力をして参ります。

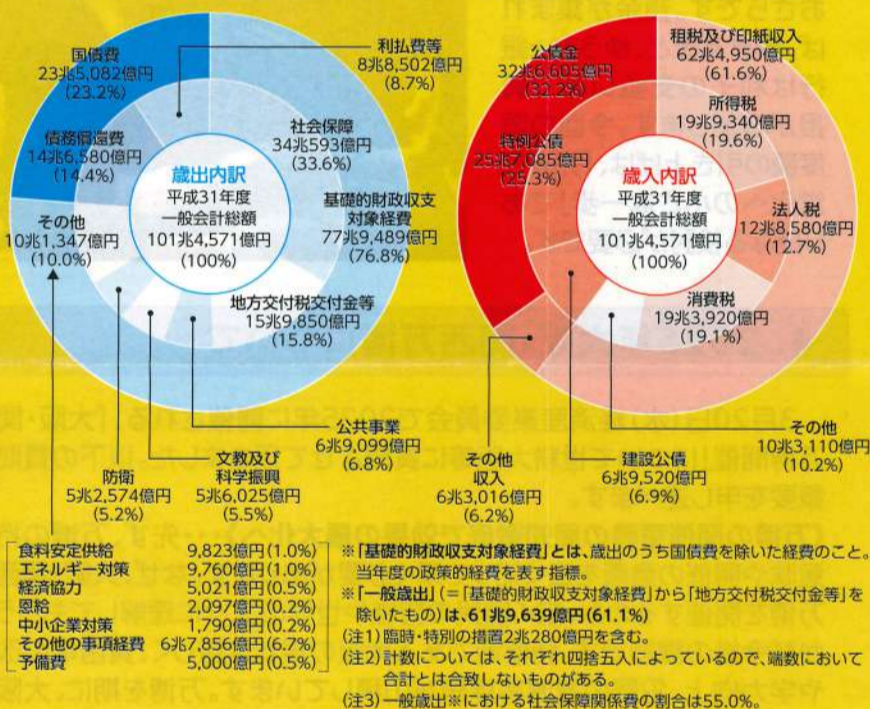


自由民主党 衆議院議員

# むねきよ 皇一

## 平成31年度当初予算の概要

平成31年度一般会計歳出・歳入の構成(通常分+臨時・特別の措置)



日本経済の現状等と財政政策等の基本的な考え方として、企業部門の改善が家計部門に広がり、好循環が進展する中で、今回の景気回復期間は、昨年12月時点で戦後最長となっており緩やかではありますが回復が続いています。経済成長を名目GDP2.4%増の556.1兆円、税収は62.5兆円を見込む中で、現下の課題に的確に対応するよう、経済再生と財政健全化の両立を実現させる予算となっています。

歳出の概要は、通常分の予算と

「臨時・特別の措置」との合計で、一般歳出が約61.9兆円。これに地方交付税交付金等約15.9兆円及び国債費(国債の償還)約23.5兆円を加えた一般会計総額は、約101.4兆円となっています。

他方、歳入につきましては、租税等の収入は、過去最高となる約62.5兆円、その他収入で、約6.3兆円、公債金(借金)、約32.6兆円となっています。基礎的財政収支は前年が▲10.4兆円であったものが、今年度は▲9.2兆円であり、約1兆円の改善と

なっています。また、公債費についても前年度比▲0.1%、32.1%となっており7年連続減額を達成しています。

本年10月に予定される消費税の増収分を活用し、全世代型の社会保障制度への転換に向けて、幼児教育・保育の無償化をはじめ、社会保障の充実のため、約7,200億円が計上されています。また、消費税率の引上げに伴う需要変動を平準化するため、通常分の予算に加え、「臨時・特別の措置」を講じることとし、中小小売業等に関するポイント還元や、低所得・子育て世帯向けのプレミアム付き商品券などの対策に合計約2.03兆円が計上されています。こうした「臨時・特別の措置」の一環として、防災や国民経済・生活を支える重要インフラの機能維持を図るための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」のうち、平成31年度に行う事業に対し約1.34兆円が計上されています。

社会保障関係費につきましては、「新経済・財政再生計画」に沿って、様々な歳出抑制努力を積み重ねた結果、実質的な伸びを「高齢化による増加分におさめる」という方針も達成されました。

防衛関係費は約5.2兆円となっています。現下の厳しさを増す安全保障環境に対応するための防衛力の充実・強化を図るとともに、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底することとしております。

公共事業関係費は約6兆円となっており、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、3

か年で160項目について集中的に実施致します。31年度予算では1.34兆円、30年度第2次補正予算と合わせて、約2.4兆円を今年度中に実施します。また、地方自治体が計画的・集中的に老朽化対策や生産性向上のためのインフラ整備ができるよう1.2兆円(国が0.6兆円)を確保し支援できる予算を確保しています。

国債管理政策につきましては、借り換え等を含む国債発行総額が約149兆円と、世界的に見ても極めて高い水準にあります。更なる経済成長と歳出削減の強化等、財政規律を堅持する姿勢を保ちながら市場との緊密な対話が必要です。その上で、消費税率については、予定通り本年10月1日に8%から10%に2%引き上げるわけですが、消費税率の引上げは、財政健全化は勿論ですが、幼児教育・高等教育の無償化など「人づくり革命」の実現、社会保障の充実・安定化にも使います。

10%への引上げ前後に駆け込み需要、反動減といった大きな需要変動が生じてしまうと、かえって景気が減速し、結果的に財政にも悪影響がでかねません。前回の引上げ経験を活かし、施策を総動員して万全の対応を図って参ります。特に、低所得者や中小・小規模事業者に対する支援策、自動車・住宅といった耐久消費財の需要平準化対策。また、防災・減災、国土強靱化を通じたマクロの需要下支え策等に、合計2.3兆円程度の予算と税制措置を通じて消費税率引上げによる経済への影響を乗り越える対策を講じて参ります。

### Kouichi Munekiyo Profile

昭和45年8月9日 東大阪市生まれ(47歳)  
 昭和58年 東大阪市立玉川小学校卒  
 昭和61年 東大阪市立玉川中学校卒  
 平成元年 大阪府立花園高等学校卒  
 平成6年 龍谷大学・文学部・文学科英文学卒

平成6年 民間企業勤務  
 平成9年 塩川正十郎事務所勤務  
 平成19年 大阪府議会議員初当選  
 平成23年 大阪府議会議員選挙2期目当選  
 平成26年 第47回衆議院議員総選挙初当選  
 平成29年 第48回衆議院議員選挙当選(2期目)

私たちと一緒に活動しませんか  
 党員を募集しています

#### 党費

(4,000円/1年 家族党員 2,000円1年)

#### 入党資格

- わが党の綱領、主義、政策等に賛同される方
- 満18歳以上で日本国籍を有する方
- 他の政党の党籍を持たない方

入党に関するお問い合わせは、  
 最寄りの自民党所属議員並びに各支部まで

### 自由民主党大阪府第十三選挙区支部

衆議院議員 **むねきよ皇一事務所**

住所 東大阪市荒川 1-13-23

電話 06-6726-0090 FAX 06-6726-0091

ホームページアドレス  
<http://www.kouichi-munekiyo.com/>

宗清皇一

ツイッター <https://twitter.com/munekiyooffice>

メルマガ [3k-munekiyo@j-nop.co.jp](mailto:3k-munekiyo@j-nop.co.jp) へ空メール

ひとりで悩まないでください。法律や行政、暮らしのご相談があれば、お気軽にお声をかけて下さい。

# ●【国会での活動・・・委員会で質問して参りました。】●

## 1. ふるさと納税制度の見直し

今国会では、ふるさと納税が大幅に見直されました。小生も3月7日の総務委員会で「ふるさと納税制度」の見直しについて質問しましたので改正点を中心に概要を申し述べます。



ふるさと納税制度は寄付金を故郷や愛着のある地域の活性化に役立てるのが当初の狙いでありましたが、ブランド牛やうなぎ、商品券など豪華な返礼品で寄付金を集めようとする競争が過熱していたことがこの数年問題視されてきたのであります。総務省はこれまで2度にわたって自治体に大臣通知を出し、自粛を求めてきましたが、全く改善しようしない自治体もあったのです。

今回の改正案では、返礼品については、「寄付額の30%以下で地場産品」とする基準を守らない自治体は指定自治体から外し、来年6月1日以降は寄付をしても税優遇を受けられなくなるような仕組みにしております。

私は制度改正前に多額の寄付を集めた自治体については、地方財政法第2条に抵触する恐れがあり、5年間指定から外すべきである旨を総務省に求めています。また、多額の寄付を集めた自治体の手法は、他の自治体の財政に悪影響を及ぼしている可能性が高いと考えます。仮に、財政法2条の違反と認定できれば制度上地方交付税を減額する仕組みがあるので実態調査をするよう総務省に要請しています。更に、法改正が必要ですが、集めた多額の寄付を自治体の基準財政収入額等とみなして、例えば、翌年度の交付税を減額する制度を検討すべきだということも同省に求めています。

## 2. 空き家の固定資産税情報の活用

平成25年度の調査では、全国には約820万戸の空き家があり現在も増え続けています。特に大阪府内の現状は特に深刻です。空き家は68万戸、その率は全国平均を上回る14.8%となっております。更に、長屋空き家が全国と比べて多い状況にあります。

長屋は、居住者のいる住戸が1つでもあれば、空家法上の「空家等」にはあたらないという解釈をしているので、空家法に基づいて、所有者を特定する上で最も有効な手掛かりである「固定資産税情報」を活用できていない状況となっております。京都市、尼崎市等が条例を根拠として、固定資産税の情報を活用している事例もあるので、問題はないと考えている方もいる中、多くの自治体が条例を根拠とした税情報の利用は、地方税法第22条が定める守秘義務に抵触するおそれがあり、固定資産税情報を活用できないと考えていました。そのことが長屋の空き住戸の所有者の特定が進まない大きな支障になってきたのです。

私は、3月7日の総務委員会において、地方税法第22条が定める守秘義務による保護法益を上回ると判断される場合においては、守秘義務に抵触しないという明確な見解を示すべきと総務省に求めました。

同省からは、空家法の場合と同様に、「条例の施行のために必要な限度において、固定資産税の所有者の情報を市町村の内部で利用することができる」旨の条文を規定することにより、可能となるものと考えている旨の答弁を頂いた次第です。

総務省が明確な方針を示したことで固定資産税情報の活用ができることになりました。今後とも空き家対策にも努力して参ります。

## 3. 郵政民営化法施行令の一部を改正する政令・・・4月1日施行

現在、ゆうちょ銀行に一般の者が預けられる限度額は1,300万円(通常貯金、定期性貯金等の合算額)となっております。今回の改正で通常貯金が1,300万円、定期性貯金に1,300万円を預けることが可能となりますので、合計2,600万円を預けることが可能となります。

銀行や信用組合が少ない地域などから退職金等、まとまった額のお金を預けることが出来ないのゆうちょ銀行の預入限度額を上げて欲しい旨のご要望があったこと等を踏まえて我が党で議論を重ねて参りました。

平成27年にゆうちょ銀行の限度額を1,000万円→1,300万円へと改定しました。その結果、民間金融機関からゆうちょ銀行への預金シフトが生じないか等の影響を慎重に見定める必要があったのです。更に、地方銀行や信用金庫、信用組合等は現下の低金利政策(マイナス金利)の影響を受けて経営体質が悪化しており、より慎重に預金シフト等が生じないか等、地域金融機関の経営状況について慎重に見極める必要があったのですが、改正後、ゆうちょ銀行への預金シフトもなく地方銀行等の経営に影響を及ぼすことがないと判断し今回の結論に至った次第です。

他方、ゆうちょ銀行に預金が集まっても貸し出し等に制限があるため資金の運用には限界があります。また、低金利政策の下ではなおさらです。預金が集まれば、集まるほど、ゆうちょ銀行は利子の支払い等で負担が増加します。今回の限度額の引き上げは、「完全民営化への小さな一歩」であり更なる検討が必要です。



## 4. 2025年大阪・関西万博について

3月20日(水)経済産業委員会で2025年に開催される、「大阪・関西万博開催」について世耕大臣等に質問させて頂きました。以下の質問の概要を申し述べます。

《万博の開催意義の周知徹底で効果の最大化へ》・・・まず、万博の持つ意味や開催の意義を広く知って頂く必要があります。なぜ、大阪・関西で万博を開催するのか、広く国民の皆様や世界の人々に理解してもらうのが今後の課題です。開催地である大阪の現状は厳しく、貧困率の改善や学力向上、犯罪の撲滅等課題が山積しています。万博を期に、大阪の抱える課題を1つ1つ解決していくべきです。

《経済効果2兆円をさらに拡大へ》・・・万博の経済効果は2兆円程度、開催までに行われる周辺のインフラ整備と2次波及効果を含めれば、5.8兆円を見込んでいますが、更に経済的な効果を上げていく必要があります。そのためには以下のような取り組みが必要です。

### 1. 訪日外国人を増やす大きなチャンス

幸い大阪は、空港、鉄道、高速道路などのインフラに恵まれており、大阪から、関西ひいては全国への観光回遊が容易です。関西への訪日客の中心は中国、韓国、台湾ですが、万博開催をきっかけに、その他の国々からのインバンドが期待できます。万博を期に、国と関西が力を併せて観光政策を更に推進すべきです。

### 2. ものづくりの視点を強化すべき

大阪・関西には高度な医療・ライフサイエンスの技術が沢山あります。また、東大阪市などは「ものづくり」の分野ではオンリーワンの技術を持った世界的企業が沢山あります。これらが万博と融合することでヘルスケアなどの新分野の産業活性化する可能性があります。万博を大阪の経済活性化に是非とも活用すべきです。

国会議員として公約の実現に向けて精力的に活動



■安倍総理と東大阪市の企業を視察



■駅頭で地域の皆様にご挨拶



■地元秋祭りに参加



■後援会の皆様と新年を祝う集いを開催